

ライシテとは何か？

天理教リヨン布教所長
藤原 理人 Masato Fujiwara

フランスにヨーロッパ出張所（旧パリ出張所）が設置されて既に44年になる。その間、各国の布教師の努力により、多くのヨーロッパ人信者が誕生した。とはいえ、一口にヨーロッパと言っても、国民性も違えば風土も違う。地続きとはいえ、異なる文化圏に入れば全くの別世界である場合もある。ヨーロッパ出張所がパリ近郊に存在することからフランス布教とヨーロッパ布教が同一視されたり、欧州連合と言った枠組みがあることからフランスもドイツもスペインも同じ宣教方法がとられていると考えられる場合も往々にしてある。もちろんヨーロッパ全土を対象にした天理教の布教という論点も可能ではあるが、本稿では特にフランスに焦点を合わせるため、ここで書かれることが他のヨーロッパ諸国にも当てはまるとは考えないでいただきたい。

フランスでは、布教方法として各家庭を回る戸別訪問が出来ない、あるいは日本でのように街頭での路傍講演や唱和活動が出来ない、とよく言われる。私見をいうと、そこに信仰的意義を見出すことは不可能ではないにせよ、これは的を得たものであるように思える。しかしこれまで、なぜそうした布教スタイルがフランスではとることができないのか、という問いに対して深い考察がなされたことはないように思う。ただフランス人の気質に合わない、法律的に見ても不明瞭な部分が多くリスクが高いという簡単な図式で満足しているように思われるのだ。それではこの問いの答えにならないし、どの国にでも同様に当てはまる理屈になってしまう。

私は個人的に、こうしたフランスにおけるフランス人の街頭布教への拒否反応は、ひとえに長く培われたライシテ—フランス独自の非宗教性—の概念に由来していると考えている。おそらくそう考えるフランス布教従事者は多いと思う。そしてそのフランスのライシテは、他国と比べても特異な性質をもっている。ライシテという「用語そのものとそれが示す聖職者至上主義との対決は、信教の自由に加えて国家と宗派を分離するフランスの伝統において強烈な意味を形成しているのだが、信教の自由や宗教差別反対の原則を厳格に尊重している国々でもこの言葉は知られていない」⁽¹⁾と言われる所以だ。マルセル・ゴージェも次のように述べている。「この国におけるライシテの歴史は国家の歴史と密接につながっている。宗教からの脱却を主導するものの一つである国家だ。それは恐らく一般的でどこにでも見受けられたものだが、フランスでは他に類を見ないものになっている。」⁽²⁾

彼らだけでなく、多くの識者が同様の見解を述べている。他のヨーロッパ諸国を概観してみよう。

ローマ教皇の存在もあり、カトリックの強いイタリアは1984年にバチカン市国と「新コンコルダート」を締結、カトリックが国家宗教ではなくなった。スペインは1978年に政教分離が法制化され、1980年信教の自由が法律で保障された。ポルトガルは1982年の憲法で、国家と教会が分離し信仰の自由が保障されている。このようにカトリックの強い国は比較的政教分離の法制化が遅い。イギリスは古くから英国国教会として国家との結びつきが強く、教会が立法体制に組み込まれ、首長が教会のトップに立ち、「信仰の擁護者」とされている。教育においても、あらゆる宗教系学校は国の補助の対象である。デン

マークはルター派が国教であり、司教や神父は公務員である。スウェーデンやフィンランドもルター派や正教会が国教と定められている。ドイツとオランダは古くからカトリックとプロテスタントが共存する多元主義国家であり、ギリシャは、ギリシャ正教以外の布教を認めておらず、エホバの証人の信者が布教を理由に逮捕された例もある⁽³⁾。

ベルギーは1831年の憲法で既に信教の自由を保障する進歩的な国家であった。歴史的にはその後、フランスと同様、教育を舞台に非宗教化の争いが繰り返されることになるが、フランスと異なる点は、政治と宗教の分離ではなく、教会と国家の分離である⁽⁴⁾。

欧州ではないが大きな潮流として考えられるのがアメリカである。トクヴィルが驚嘆したアメリカの宗教と政治、社会との関係は、ジャン＝ジャック・ルソーによって提唱され、ロバート・ベラーによってあてはめられた市民宗教という概念を使って説明されることも多い。市民宗教とは、アメリカのような多様な社会が一つの国家を構成する際の共通の価値観とでも呼べるだろう。トクヴィルは、このアメリカのケースで社会秩序の観点から宗教の必要性を論じ、その宗教が正しいかどうかではなく「一つの宗教」が存在することが重要なのだと述べている⁽⁵⁾。「社会的な繋がりを論じるにあたって、当然のように宗教的組織の話題が出てくる⁽⁶⁾」アメリカにおいては、頻発する例であるが、1ドル紙幣の「In God we trust」表記や、大統領が聖書に手を当て宣誓する姿が象徴するように、社会と宗教は完全に分離している訳ではないのだ。

アメリカのように多文化主義を標榜する国とフランスの違いは明白である。前者において、各共同体は自身の価値観に基づいた社会生活が許容されるのに対し、フランス国民は特定の共同体の価値観が公の場で強く表現されることをコミュニタリズム（共同体主義）⁽⁷⁾と呼んで否定的にとらえている。2011年9月、当時の内相クロード・ゲアンは、コミュニタリズムを国家の団結を脅かすものとして懸念を表明している⁽⁸⁾。

以上のように簡略に見たのみでは他国と比較したことにはならないが、いずれにせよ、フランスの政教分離法が1905年と早くかつ強力で、そこに至るフランス革命以来のカトリックとの長い闘争も考えると、特殊性が強く表れるのも自然の流れと言える。そのライシテの概念とそれがもたらす社会問題を考察し、天理教という近代日本で生まれた宗教がいかにフランス社会に受け入れられうるのかを考えていきたいと思う。今回はさらにライシテの基本概念を押さえ、それ以降、フランスのライシテの歴史を振り返りつつ論考を進めたい。

[註]

- (1) HAASCHER Guy, *La laïcité*, Paris, PUF, 1996, p.3.
- (2) GAUCHET Marcel, *La religion dans la démocratie*, Saint Amand, Gallimard, 2011, p.41.
- (3) HAASCHER Guy, p.45~71.
- (4) 新田浩司「政教分離と市民宗教についての法学的考察」、高崎経済大学地域政策学会『地域政策研究』(第14巻第2・3合併号 2012年)25頁。
- (5) 高山裕二「民主主義と宗教—ラムネとトクヴィル」、宇野重規(編)『社会統合と宗教的なもの—十九世紀フランスの経験』白水社、2011年95~130頁。
- (6) 宇野重規「11から19世紀フランスへ」同書、7~23頁。
- (7) Communitarianismと同じ訳語だが、同意ではない。
- (8) 2011年9月14日付『Figaro』誌のインタビューより。